

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は、組合が行うすべての信用事業及び農中が行うすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である（監督指針Ⅱ－3－2－5参照）。</p> | <p>【本編】</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は、組合が行うすべての信用事業及び農中が行うすべての業務が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である（監督指針Ⅱ－3－2－5参照）。</p> |

附 則

この通知の改正は、令和6年2月1日から適用する。